

救急搬送実施基準の改正（案）について

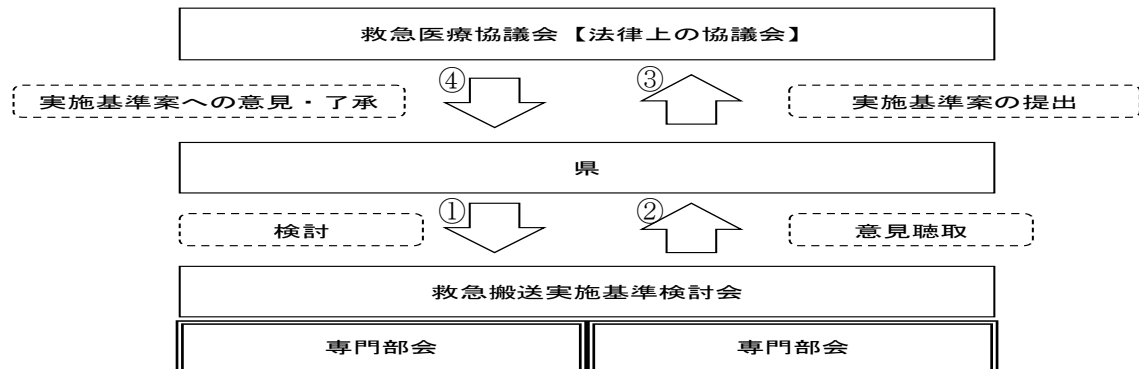
1 趣 旨

宮城県救急搬送実施基準（以下「実施基準」という。）は、受入医療機関の選定困難事案の発生をなくすとともに、消防機関と医療機関の連携を強化し、傷病者の状況に応じた適切な受入体制を構築することを目的に、平成23年6月に策定され7月から運用を開始した。

県内の受入体制については、平成26年10月に救急搬送実態調査を実施し、整形外科、精神科、脳疾患、消化器科にそれぞれ課題があることが判明したため、順次、課題を検証し、実施基準の改正を図ってきた。

今回、消化器科における急性腹症疑い及びその他腹痛について改正案がまとまったもの。

2 検討組織



3 消化器科における課題及び検討状況

照会回数4回以上の事案について平成26年度に実施した救急搬送実態調査では、疾患別搬送件数において「整形外科」の185件について、「消化器科」が75件と多い状況であった。

平均照会回数では、「救急科系」の6.3回が最も多く、次に「消化器科」が6.2回となり、傷病者が軽症の事案では「消化器科」が6.4回と最も多い状況であった。

既存の実施基準では、「消化器科」についてはその他の病態に分類され、個別の医療機関リスト等は策定されていなかったことから、救急搬送実施基準検討会に、受入困難事例の課題検討を行うため専門部会を設置した。消化器科は範囲が広いとため、「消化管出血」「急性腹症」「その他腹痛」に分けて個別に検討することとし、緊急性が高く、病院収容までに長時間かかった場合に重篤な状態になる可能性が高い「消化管出血」から検討を開始、昨年の令和元年11月には、実施基準に消化管出血疑いを追加した。

●消化器科専門部会（4頁 委員名簿参照）

- ①平成30年 3月16日 第1回消化器科専門部会
- ②平成30年 7月10日 第2回消化器科専門部会
- ③平成30年10月19日 第3回消化器科専門部会
- ④令和 元年 5月27日 第4回消化器科専門部会（急性腹症疑い、その他腹痛）
- ⑤令和 2年 1月14日 第5回消化器科専門部会（急性腹症疑い、その他腹痛）

●救急搬送実施基準検討会（4頁 委員名簿参照）

- ①平成29年10月10日 消化器科専門部会の設置承認
- ②平成31年 3月13日 救急搬送実施基準改正案の決定（消化管出血疑い）
- ③令和 2年 9月30日 救急搬送実施基準改正案の決定（急性腹症疑い、その他腹痛）

4 消化器科専門部会での主な検討結果

(1) 第4回消化器科専門部会

- 消化器科における急性腹症及び「その他腹痛」に関する検討方針
- 「急性腹症疑い」及び「その他腹痛」に係る救急搬送実施基準の改正（案）
- アンケートの調査項目について

以上の内容を協議，了承を得た上で，救急告示病院に対するアンケートを実施。

(2) 第5回消化器科専門部会

- 急性腹症疑い及び「その他腹痛」のアンケート調査結果報告
- 救急搬送実施基準改正（案）

以上の内容を協議，救急搬送実施基準改正（案）について了承を得た。

5 救急搬送実施基準検討会での主な協議結果

- 救急搬送実施基準改正（案）について

以上の内容を協議，急性腹症疑いの定義として，第3号観察基準で，慢性ではない急性の腹痛である旨を明記することなどの修正意見をいただいた上で，救急搬送実施基準改正（案）について了承を得た。

6 主な改正内容

第1号 分類基準

- 緊急性に【急性腹症疑い】を追加する。
- その他の病態に【「その他腹痛」】を追加する。

第2号 医療機関リスト

- 【5-2 急性腹症の対応ができる救急医療機関】のリストを追加する。
- 【5-3 「その他腹痛」の対応ができる救急医療機関】のリストを追加する。

第3号 観察基準

【5「急性腹症疑い」として、「急性の腹痛があることに加えて，腹壁緊張又は圧痛，腹膜刺激症状，グル音消失，有機性金属性グル音，貧血，脱水，チアノーゼ，頻回の嘔吐，黄疸のいずれかの症状等が認められる場合】と追加する。

第4号 選定基準

【6「急性腹症疑い」で第3号に規定する観察項目の症状等が認められる場合，救命救急センター又は第2号医療機関リスト「5-2 急性腹症の対応ができる救急医療機関」の中から適切な医療機関を選定する。】と追加する。

【7 重症度緊急度判断基準において重症以外と判断できる症例で，かつ，第3号に規定する「消化管出血疑い」及び「急性腹症疑い」のいずれの観察項目にも該当しない「その他腹痛」は，原則，第2号医療機関リスト【5-3「その他腹痛」の対応が出来る救急医療機関】の中から適切な医療機関を選定するが，当該リストからの選定が難しい場合は救急告示医療機関リストからの選定も考慮する。】と追加する。

第5号 伝達基準

【6 急性腹症疑いの傷病者は「抗血栓治療（内服）を受けているかどうか」及び「最終食事時間」、「アレルギーの有無」、「発熱の有無」について伝達する。】と追加する。

第6号 受入医療機関確保基準

【また、医療機関が受入困難事案を受け入れた場合は、県は受入医療機関に対して受入困難事案受入医療機関支援事業により、その受入実績に応じた支援を行うこととする。】を削除。

7 その他

令和2年8月に見直し調査を実施。それぞれの医療機関リストについて、時点修正等の所要の修正を行う。

救急搬送実施基準検討会 名簿

分野	所属・職名	氏名
学識経験者	東北大学大学院医学系研究科 外科病態学講座救急医学分野 教授	久志本 成 樹
医師会	公益社団法人宮城県医師会 常任理事	登 米 祐 也
3次医療機関	独立行政法人国立病院機構仙台医療センター院長	上之原 広 司
	仙台市立病院 救命救急センター長	山 内 聡
	大崎市民病院 救命救急センター長	入 野 田 崇
	石巻赤十字病院 救命救急センター長	小 林 道 生
	みやぎ県南中核病院 救急科主任部長 兼 副救命救急センター長	野 村 亮 介
2次医療機関	公益財団法人仙台市医療センター 仙台オープン病院 救急科部長	平 賀 雅 樹
	伊藤病院 院長	伊 藤 聰 彦
精神科関係団体	宮城県精神科病院協会会長	岩 舘 敏 晴
消化器科 専門部会座長	独立行政法人国立病院機構仙台医療センター副院長 ※救急搬送実施基準検討会開催要綱第6条に基づき招致	鵜 飼 克 明
消防機関	仙台市消防局 警防部救急課長	荒 井 勲
	石巻地区広域行政事務組合消防本部 警防課長	小 菅 弘 勇
	塩釜地区消防事務組合消防本部 警防課長	尾 形 秀 一
	仙南地域広域行政事務組合消防本部 警防課長	向 山 政 克
	大崎地域広域行政事務組合消防本部 消防課長	浅 沼 卓 也

消化器科専門部会 名簿

分野	所属・職名	氏名
医療機関	独立行政法人国立病院機構 仙台医療センター 副院長	鵜 飼 克 明
	東北大学大学院医学系研究科消化器病態学分野 教授	正 宗 淳
	仙台市立病院 救急科医長	近 田 祐 介
	石巻赤十字病院 第二消化器内科部長	赤 羽 武 弘
	大崎市民病院 本院診療部 副診療部長	福 島 啓 介
	みやぎ県南中核病院 消化器病センター長	佐 藤 晃 彦
	独立行政法人労働者健康安全機構東北労災病院 救急科部長 (外科第二部長)	赤 田 昌 紀
	公益財団法人仙台市医療センター仙台オープン病院 消化器外科・一般外科部長	柿 田 徹 也
消防機関	仙台市消防局警防部救急課 救急課長	荒 井 勲
	塩釜地区消防事務組合消防本部警防課 主幹兼救急対策室室長	尾 形 秀 一
	仙南地域広域行政事務組合消防本部 警防課 主幹兼救急係長	平 間 徹